

都では、令和7年12月19日付けで依存症専門医療機関の追加選定（第4回）を次のとおり実施しました。

種別	医療機関名	専門医療機関	治療拠点機関
アルコール健康障害	医療法人社団 翠会 慈友クリニック	○	—

（参考）

- ・「依存症専門医療機関」は、都内に所在地を有する医療機関のうち、対象の依存症に関する治療を行っていて、選定基準を満たしたものを東京都知事が選定
- ・「依存症治療拠点機関」は、「依存症専門医療機関」のうち、依存症に関する情報発信や研修を行うなど、東京都における治療拠点となる医療機関を東京都知事が選定

参考：依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関の選定状況（アルコール健康障害）

医療機関名	所在地	専門医療機関	治療拠点機関
東京都立松沢病院	世田谷区上北沢 2-1-1	○	○
医療法人社団翠会 成増厚生病院 慈友クリニック	新宿区高田馬場4-3-11	○	
医療法人社団翠会 成増厚生病院	板橋区三園1-19-1	○	
医療法人財団厚生協会 東京足立病院	足立区保木間5-23-20	○	
医療法人社団光生会 平川病院	八王子市美山町1076	○	
医療法人財団青溪会 駒木野病院	八王子市裏高尾町273	○	
公益財団法人 井之頭病院	三鷹市上連雀4-14-1	○	
医療法人社団正心会 よしの病院	町田市図師町2252	○	
医療法人社団新新会 多摩あおば病院	東村山市青葉町2-27-1	○	
社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会 桜ヶ丘記念病院	多摩市連光寺1-1-1	○	

参考：依存症専門医療機関の選定基準（抜粋）

- (1) 精神保健指定医又は公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医等の依存症の専門性を有した医師を1名以上有すると共に、看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師等を有することによって依存症患者を総合的に支援する体制が構築された保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関において、依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療、認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行っていること。
- (3) 当該保険医療機関に下記の依存症に係る研修のいずれか一つを修了した医師が1名以上配置され、及び当該依存症に係る研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師等のいずれかが少なくとも1名以上配置されていること。
 - ①アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に係る研修
 - ・「依存症対策全国拠点機関設置運営事業の実施について」の別紙「依存症対策全国拠点機関設置運営事業実施要綱」で定める「依存症治療指導者養成研修」
 - ・「依存症対策地域支援事業の実施について」の別紙「依存症対策地域支援事業実施要綱」で定める「依存症医療研修」
 - ②アルコール健康障害に係る研修 ・ 重度アルコール依存症入院医療管理加算の算定対象となる研修
 - ③薬物依存症及びギャンブル等依存症に係る研修 ・ 依存症集団療法の算定対象となる研修
- (4) 当該保険医療機関において、依存症の診療実績があり、かつ診療実績を定期的に都道府県等に報告できる体制を有していること。
- (5) 当該保険医療機関において、依存症の治療、社会復帰、及び関連問題 に対して、精神保健福祉センターや保健所、その他の相談機関、医療機関、民間団体（自助グループ等を含む。）、依存症回復支援機関等と連携して取り組むとともに、継続的な連携が図られること。